

# 託送供給等特例認可申請書

託 サ 第 1 号

2023 年 5 月 8 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給 場所	受電場所	同上
	供給場所	同上	
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		同上	

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、2023年5月5日に石川県輪島市、珠洲市および鳳珠郡能登町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2023年5月8日以降、2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年4月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）、5月、6月および7月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2023年1月27日付け認可。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：2023年9月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2023年12月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地

点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2023年11月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2023年11月末日までに行なわれたときは、託送約款73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、2023年11月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2023年11月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2023年11月末日）

7. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

以 上

別添

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。(下記地域に災害救助法が適用)

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等(2023年5月8日以降、2023年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。)において、被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

### 記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2023年5月5日

石川県輪島市 (いしかわけん わじまし)

石川県珠洲市 (いしかわけん すずし)

石川県鳳珠郡能登町 (いしかわけん ほうすぐんのとちょう)

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村等

石川県羽咋郡志賀町 (いしかわけん はくいぐんしかまち)

石川県鳳珠郡穴水町 (いしかわけん ほうすぐんあなみずまち)

以 上